



# 鳥取県公報

平成 29 年 3 月 28 日(火)  
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 教委規則	平成29年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則（1）（教育総務課）・・・2 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則 （2）（小中学校課）・・・14 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（3）（特別支援教育課）・・・19 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定 める規則の一部を改正する規則（4）（人権教育課）・・・20
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（1）（教育総務課）・・・21 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（2）（〃）・・・43

# 教育委員会規則

平成29年 4 月 1 日の教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 鳥取県教育委員会規則第 1 号

平成29年 4 月 1 日の教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第 3 条 本庁として別表第 1 の第 1 項から第 3 項まで、第 5 項から第 9 項まで、第 11 項、第 12 項及び第 14 項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第 4 号。以下「教育センター規則」という。)第 3 条第 1 項、鳥取県立図書館管理規則(平成 2 年鳥取県教育委員会規則第 2 号。以下「図書館規則」という。)第 2 条第 1 項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第 7 号。以下「博物館規則」という。)第 2 条第 1 項の規定により各本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ別表第 1 の第 4 項、第 10 項及び第 13 項の右欄に掲げるとおりである。</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第 4 条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育委員会事務局及び学校以外の教育機関</u>(以下「事務局等」という。)の組織、職員の定数及び任免その他の人事に関すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第 3 条 本庁として別表第 1 の第 1 項から第 5 項まで、第 7 項、第 8 項、第 10 項、第 11 項及び第 13 項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第 4 号。以下「教育センター規則」という。)第 3 条第 1 項、鳥取県立図書館管理規則(平成 2 年鳥取県教育委員会規則第 2 号。以下「図書館規則」という。)第 2 条第 1 項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第 7 号。以下「博物館規則」という。)第 2 条第 1 項の規定により各本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ別表第 1 の第 6 項、第 9 項及び第 12 項の右欄に掲げるとおりである。</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第 4 条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>事務局及び学校以外の教育機関</u>(以下「事務局等」という。)の組織、職員の定数及び任免その他の人事に関すること。</p> <p>(4) <u>事務局等の職員の組織する職員団体に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに</u> <u>市町村立学校(幼稚園を除く。以下同じ。)の教職</u> <u>員の給与(退職手当及び国庫負担金に関する</u> <u>を除く。)</u>に関すること。</p>

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校(幼稚園を除く。以下同じ。)の教職員の厚生福利に関すること。
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

教育環境課 略

教育人材開発課

- (1) 県立学校及び市町村立学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (2) 県立学校の管理及び市町村立学校の管理の指導に関すること。
- (3) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- (4) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校の教職員の給与に関すること。
- (5) 市町村立学校の学級編制に関すること。
- (6) 事務局等、県立学校及び市町村立学校における業務の改革及び改善の総括に関すること。

小中学校課

- (1) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関すること。
- (18) 略
- (19) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略

教育環境課 略

小中学校課

- (1) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の設置、廃止及び管理の指導に関すること。
- (2) 市町村立学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (3) 県立学校の教職員及び市町村立学校の教職員の給与に係る国庫負担金に関すること。
- (4) 市町村立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- (5) 市町村立学校の学級編制に関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

特別支援教育課

- (1) 県立特別支援学校の設置及び廃止に関すること。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

高等学校課

- (1) 県立高等学校の設置及び廃止に関すること。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

いじめ・不登校総合対策センター

- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

特別支援教育課

- (1) 県立特別支援学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。
- (2) 県立特別支援学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (3) 県立特別支援学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

いじめ・不登校総合対策センター

- (1) いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関する事。
- (2) 教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関する事。
- (3) いじめ・不登校についての生徒指導に関する事。
- (4) いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関する事。
- (5) いじめ・不登校についての研修に関する事。
- (6) 特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関する事。
- (7) 児童等の発達の特徴を把握するための検査に関する事。

高等学校課

- (1) 県立高等学校の設置、廃止及び管理に関する事。
- (2) 県立高等学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関する事。
- (3) 県立高等学校の教職員の組織する職員団体に関する事。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

<p>(1) <u>いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>いじめ・不登校についての生徒指導に関すること。</u></p> <p>(4) <u>いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>いじめ・不登校についての研修に関すること。</u></p> <p>(6) <u>特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。</u></p> <p>(7) <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</u></p> <p>社会教育課～体育保健課 略 2・3 略</p> <p>(課長会議) 第6条 略 2 課長会議は、<u>教育次長、本庁（課を除く。）</u>に置く<u>次長及び本庁組織の長</u>をもって構成し、<u>教育長</u>がこれを主宰する。</p> <p>(職制) 第7条 略 2 特に必要があると認めるときは、<u>本庁（課を除く。）</u>に理事監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、<u>教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</u></p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 教育次長及び<u>本庁（課を除く。）</u>に置く<u>次長</u>教育長を助けて、<u>教育委員会事務局</u>の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。 (3)・(4) 略 (5) <u>教育人材開発主査</u> <u>上司の命を受け、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における</u></p>	<p>社会教育課～体育保健課 略 2・3 略</p> <p>(課長会議) 第6条 略 2 課長会議は、教育次長、次長及び本庁組織の長をもって構成し、<u>教育長</u>がこれを主宰する。</p> <p>(職制) 第7条 略 2 特に必要があると認めるときは、<u>事務局</u>に理事監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 教育次長及び次長 <u>教育長</u>を助けて、<u>事務局</u>の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。 (3)・(4) 略</p>
--	---

学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

(6) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校、中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導に参画する。

(7) 高校教育主査 上司の命を受け、高等学校における学校教育に関する専門的事項の指導に参画する。

(8) いじめ・不登校総合対策センターに置く次長  
上司の命を受け、いじめ・不登校総合対策センターにおける教育相談業務に関する指導に係る事務に参画する。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
2 教育環境課	
3 教育人材開発課	
4 教育センター	総務課、教育企画研修課
5 小中学校課	
6 特別支援教育課	
7 高等学校課	高校教育企画室、英語教育推進室
8 いじめ・不登校総合対策センター	
9 社会教育課	
10 図書館	総務課、情報相談課、郷土資料課、郷土資料課環日本海交流室、支援協力課、資料課
11 人権教育課	育英奨学室
12 文化財課	歴史遺産室
13 博物館	総務課、美術館整備準備室、学芸課、美術振興課
14 体育保健課	

(5) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校及び中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

(6) 高校教育主査 上司の命を受け、高等学校における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
2 教育環境課	
3 小中学校課	
4 特別支援教育課	
5 いじめ・不登校総合対策センター	
6 教育センター	総務課、教育企画研修課
7 高等学校課	近畿高等学校総合文化祭室、高校教育企画室、英語教育推進室
8 社会教育課	
9 図書館	総務課、情報相談課、郷土資料課、郷土資料課環日本海交流室、支援協力課、資料課
10 人権教育課	育英奨学室
11 文化財課	歴史遺産室
12 博物館	総務課、学芸課、美術振興課
13 体育保健課	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	教育人材開発課
鳥取県立学校学校評議員会	
鳥取県教職員研修等実施協議会	教育センター
略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	
鳥取県立学校学校関係者評価委員会(特別支援学校に係るものに限る。)	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	
略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	
鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取盲学校学校評議員	
鳥取県立鳥取聾学校学校評議員	
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校評議員	
鳥取県立鳥取養護学校学校評議員	
鳥取県立白兔養護学校学校評	

		議員	
		鳥取県立倉吉養護学校学校評議員	
		鳥取県立皆生養護学校学校評議員	
		鳥取県立米子養護学校学校評議員	
		鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員	
		鳥取県教職員研修等実施協会	教育センター
鳥取県立学校学校関係者評価委員会(高等学校に係るものに限る。)	高等学校課	鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会	高等学校課
		鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会	

鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員
鳥取県立青谷高等学校学校評議員
鳥取県立岩美高等学校学校評議員
鳥取県立八頭高等学校学校評議員
鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員
鳥取県立米子東高等学校学校

		評議員
		鳥取県立米子西高等学校学校評議員
		鳥取県立米子高等学校学校評議員
		鳥取県立米子南高等学校学校評議員
		鳥取県立米子工業高等学校学校評議員
		鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員
		鳥取県立境高等学校学校評議員
		鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員
		鳥取県立日野高等学校学校評議員
鳥取県キャリア教育推進会議		鳥取県キャリア教育推進会議
鳥取県立学校第三者評価委員会		鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会
		鳥取県立学校第三者評価委員会
		鳥取県指導改善研修教員審査委員会
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議		鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
		鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
		鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
		鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
		鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
		鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
		鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議

		鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
		鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県英語教育推進会議		鳥取県英語教育推進会議	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会		鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	
鳥取県高校生英語弁論大会審査会		鳥取県高校生英語弁論大会審査会	
鳥取県高校生生理数課題研究等発表会審査会		鳥取県高校生生理数課題研究等発表会審査会	
鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会		鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会	
鳥取県立高等学校運営指導委員会		鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会	
		鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会	
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ・不登校総合対策センター		
略		略	
鳥取県学校の安全教育推進委員会	体育保健課	鳥取県運動部活動推進委員会	体育保健課
		鳥取県学校の安全教育推進委員会	
鳥取県子どもの体力向上支援委員会		鳥取県心や性の健康問題対策協議会	
鳥取県武道指導推進委員会		鳥取県子どもの体力向上支援委員会	
鳥取県がん教育推進協議会		鳥取県武道指導推進委員会	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
1 略	1 略
2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・センター長・ <u>教育人材開発主査</u> ・ <u>義務教育主査</u> ・ <u>高校教育主査</u> ・ <u>社会教育主査</u> ・ <u>指導主査</u> ・ <u>文化財主査</u> ・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事	2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・センター長・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事

3 略	3 略
-----	-----

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、総務課、<u>美術館整備準備室</u>、学芸課及び美術振興課を置く。</p> <p>2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p><u>美術館整備準備室</u> <u>県立美術館の整備に関すること。</u></p> <p>学芸課・美術振興課 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 博物館に館長を、課に課長を、<u>室に室長を</u>置く。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・<u>室長</u>・課長補佐・係長</p> <p>2・3 略</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、総務課、学芸課及び美術振興課を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課・美術振興課 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 博物館に館長を、課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・係長</p> <p>2・3 略</p>

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第4条 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21) 県立学校における使用教科書の選定方針に関すること。</u></p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第5条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課の長、理事監、教育次長、<u>本庁(課を除く。)</u>に置く次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課の長、理事監、教育次長、<u>次長</u>及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)～(10) 略</p>

(鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童等に対する指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施及びその後の措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第5項及び第6項の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切な教員の認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童等に対する指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施及びその後の措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)<u>以下「教特法」という。</u>第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切な教員の認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 2 号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第 2 条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第 1 号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第 2 号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p>		<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第 2 条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第 1 号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第 2 号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p>	
略		略	
7 免許法附則第11 項の規定による養護教諭の 2 種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての 2 種免許状	略	7 免許法附則第12 項の規定による養護教諭の 2 種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての 2 種免許状	略
略		略	
<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第 4 条 免許法第 5 条第 6 項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、授与権者（<u>勤務する学校</u>が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあつては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>		<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第 4 条 免許法第 5 条第 6 項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、<u>勤務する学校の校長を經由して授与権者</u>（<u>当該学校</u>が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあつては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	
<p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第 7 条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第 3 号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それ</p>		<p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第 7 条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第 3 号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それ</p>	

ぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

略	
4 免許法附則第17項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第17項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略
5 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略

（特別免許状に係る教育職員検定の出願）

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、授与権者（勤務する学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

（臨時免許状に係る教育職員検定の出願）

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者（以下この条において「受検者」という。）は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、授与権者（勤務する学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

（単位の修得方法）

第23条 略

2～4 略

5 免許法施行規則第18条の5の教育委員会規則で定める単位の修得方法は、別表第5のとおりとする。

ぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

略	
4 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略
5 免許法附則第19項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略

（特別免許状に係る教育職員検定の出願）

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

（臨時免許状に係る教育職員検定の出願）

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者（以下この条において「受検者」という。）は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

（単位の修得方法）

第23条 略

2～4 略

(書類の提出方法)

第28条 学校その他の施設に勤務する者が免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則(第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項を除く。)の規定による書類を授与権者又は市町村の教育委員会に提出するときは、当該施設の長を経由して提出するものとする。

様式第2号の2(第3条、第10条関係)

特別免許状教育職員検定合格書  
 本籍都道府県名  
 現住所  
 氏 名  
 年 月 日生

頭書の者は、教育職員免許法第5条第3項に規定する特別免許状に係る教育職員検定に合格した者である。

年 月 日  
 鳥取県教育委員会 印

(書類の提出方法)

第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定める場合を除くほか、学校その他の施設に勤務する職員にあつては当該施設の長を経由して提出するものとし、その他の者にあつては授与権者に直接提出するものとする。

様式第2号の2(第3条、第10条関係)

特別免許状教育職員検定合格書  
 本籍都道府県名  
 現住所  
 氏 名  
 年 月 日生

頭書の者は、教育職員免許法第5条第2項に規定する特別免許状に係る教育職員検定に合格した者である。

年 月 日  
 鳥取県教育委員会 印

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考 1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第3号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

様式第7号の2(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考

1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考 1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

様式第7号の2(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考

1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教

育長、大学附置の学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第 8 項第 3 号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

3・4 略

様式第 7 号の 3 (第 7 条関係)

<本人記載不可>

略

備考 1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務した者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務した者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務した者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第 8 項第 3 号に掲げる施設に勤務した者にあつては当該施設の設置者が行うものとする。

様式第 11 号 (第 14 条関係)

(表面)

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学 校 名

校 長 氏 名 ㊤

担当主幹

教諭等 氏 名 ㊤

教育職員免許法附則第 2 項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可していただきたいので、担任しようとする主幹教諭等と連署のうえ申請します。

記

1 担任しようとする主幹教諭等の職氏名

2～5 略

6 担任しようとする教科の週当たりの時間数

7 略

育長、大学附置の学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第 8 項第 2 号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

3・4 略

様式第 7 号の 3 (第 7 条関係)

<本人記載不可>

略

備考 1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務した者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務した者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務した者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第 8 項第 2 号に掲げる施設に勤務した者にあつては当該施設の設置者が行うものとする。

様式第 11 号 (第 14 条関係)

(表面)

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学 校 名

校 長 氏 名 ㊤

担当主幹

教諭等 氏 名 ㊤

教育職員免許法附則第 2 項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可していただきたいので、担任しようとする主幹教諭等と連署のうえ申請します。

記

1 担任しようとする主幹教諭等の氏名

2～5 略

6 略

8 略	7 略
(裏面)	(裏面)
略	略
備考 1 略 2 申請する <u>主幹教諭等</u> が2人以上であっても、1部作成すればよい。 3・4 略	備考 1 略 2 申請する <u>教諭</u> が2人以上であっても、1部作成すればよい。 3・4 略

第2条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第23条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数						
			合計単位	教科に関する科目	教職に関する科目				教科又は教職に関する科目
					各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	10		7	1		2	
	中学校教諭普通免許状	1	9		7			2	
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	11	7	2			2	
		2	8	5	1			2	
	高等学校教諭普通免許状	1	6		1	1		1	3
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	1	9		1			2	6

備考 教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則第2条及び第7条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

### 鳥取県教育委員会規則第 3 号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>学校看護主幹等</u>)</p> <p>第33条の2 特別支援学校に、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師（以下「<u>学校看護主幹等</u>」という。）を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校看護主幹等</u>は、校長の監督を受け、児童及び生徒に対する医療的援助の業務に従事する。</p> <p>3 <u>学校看護主幹等</u>は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p>(<u>学校看護師長等</u>)</p> <p>第33条の2 特別支援学校に、<u>学校看護師長</u>、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師（以下「<u>学校看護師長等</u>」という。）を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校看護師長等</u>は、校長の監督を受け、児童及び生徒に対する医療的援助の業務に従事する。</p> <p>3 <u>学校看護師長等</u>は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</p>

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

**鳥取県教育委員会規則第 4 号**

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第 2 条 条例別表第 1 の <u>5 の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（授業料の徴収に関する事務）</p> <p>第 3 条 条例別表第 1 の <u>6 の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の授業料の徴収に関する事務とする。</p> <p><u>（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務）</u></p> <p>第 4 条 条例別表第 1 の 7 の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第 5 号）第 6 条の奨学資金の貸与の決定に関する事務</u></p> <p><u>（2） 鳥取県育英奨学資金貸与規則第12条の奨学資金の返還猶予に関する事務</u></p>	<p>（県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第 2 条 条例別表第 1 の <u>4 の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（授業料の徴収に関する事務）</p> <p>第 3 条 条例別表第 1 の <u>5 の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の授業料の徴収に関する事務とする。</p>

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第15号）の施行の日から施行する。

# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）				
1 略					1 略				
2 教育総務課					2 教育総務課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		教 育 委 員 会	専決権者		課 長 等	
			教 育 長	教 育 次 長 等		教 育 長	教 育 次 長 等		
一 地方 公務員 法（昭 和25年 法律第 261号） に 関 す る 事 務 （ <u>事務 部局職 員に 係 る も の に 限 る。</u> ）	略								
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）						○		
	(1) <u>管理職員に</u> 係るもの		○						
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの			○					
一 地方 公務員 法（昭 和25年 法律第 261号） に 関 す る 事 務 （ <u>事務 部局職 員に 係 る も の に 限 る。</u> ）	略								
	7 同法第38条第1項の規定による <u>営利企業の従事等</u> の許可								
	(1) <u>管理職員に</u> 係るもの		○						
	(2) <u>管理職員、非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に</u> 係るもの			○					
	(3) <u>非常勤職員及び臨時的任用職員に</u> 係るもの						○		
一 地方 公務員 法（昭 和25年 法律第 261号） に 関 す る 事 務 （ <u>事務 部局職 員に 係 る も の に 限 る。</u> ）	略								
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）						○		
	(1) <u>非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に</u> 係るもの			○					
	(2) <u>非常勤職員及び臨時的任用職員に</u> 係るもの						○		

の					
略					
略					
四 職員 の任用 に関する規則 (昭和 27年鳥 取県人 事委員 会規則 第11 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)	略				
	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結果の通知				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	略				
五 地方 公務員 の育児 休業等 に関する法律 (平成 3年法 律第110 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)	略				
	(3) 軽易なもの				○
の					
略					
略					
四 職員 の任用 に関する規則 (昭和 27年鳥 取県人 事委員 会規則 第11 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)	略				
	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結果の通知				○
	3 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求				○
	4 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。)の承認の請求				○
(事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)	5 1から4までに掲げるもののほか				
五 地方 公務員 の育児 休業等 に関する法律 (平成 3年法 律第110 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)	略				
	(3) 軽易なもの				○
六 昇給 等に関する事務	1 事務部局職員、県立学校の事務職員、技術職員、介助職員及び現業職員並びに市町村立学校(学校組合立学校を含				○





教 職 員」と いう。） に係る ものに 限る。）	以外の職員に係るもの				
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）	○			
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）				○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業の従事等の許可（県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
(2) 同法第3条第3項において準用する同法				○	

	第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	5 人事の基本方針の決定等	○			
	6 臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免（県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
	7 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事（県が任用する外国語指導助手以外の県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
	8 訓告処分に関する事務（県立学校の教職員に係るものに限る。）		○		
	9 1から8までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 教育 公務員	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の		○		

特例法	選考				
に関する事務 (学校教職員に係るものに 限る。)	2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可(県立学校の教職員に係るものに限る。)				○
	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 退職 手当に 関する 事務	1 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同条例第17条又は第19条の規定による支給制限	○			
	(2) 同条例第18条の規定による支払の差止め	○			
	(3) 同条例第20条又は第21条の規定による返納の命令	○			
	(4) 同条例第22条の規定による納付の命令	○			
	2 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定				○
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付				○
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定				○
	(4) 同規則第13条第2				○

	項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定				
	(5) 同規則第13条第4項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認				○
	(6) 同規則第14条第4項の規定による受給資格者証の改定				○
	(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付				○
	(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付				○
	3 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）第4条の規定による退職手当の金額の決定				○
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
四 その 他の業 務に関 する事 務	1 事務部局職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	2 事務部局職員のうち非常勤職員及び任用期間が1月以上の臨時的任用職員の給与の決定				○
	3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定による義務教育諸学校の学級編制の基	○			

準の決定				
4 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定	○			
5 労働協約の締結（県立学校の教職員に係るものに限る。）	○			
6 学校教職員の職員証の交付（県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
7 学校教職員の履歴事項等の証明				○
8 一から三まで及び1から7までに掲げるもののほか				
（1）特に重要なもの		○		
（2）重要なもの			○	
（3）軽易なもの				○

4 小中学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教 育 委 員 会	教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
一 任免に関する事務	1 地方公務員法第17条の規定による職員（市町村立学校の外国語活動支援員に限る。）の任命				○

3 小中学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教 育 委 員 会	教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
一 任免、	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	（1）同法第17条の規定による職員（臨時的任用職員及び外国語活動支援員以外の非常勤職員を除く。）の任命				
	ア 校長に係るもの	○			
	イ 校長及び外国語活動支援員以外の職員に係るもの		○		
	ウ 外国語活動支援員に係るもの				○

町村立 学校教 職員」 と い う。) ) に係る ものに 限る。)	(2) 同法第26条の5の 規定による自己啓発等 休業の承認及び承認の 取消し			○
	(3) 同法第28条第1項 及び第2項の規定によ る分限処分(心身の故 障による休職を除く。)	○		
	(4) 同法第28条第2項 の規定による休職の命 令(同項第1号に該当 するものに限る。)			○
	(5) 同法第28条の4第 1項、第28条の5第1 項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規 定による定年退職者等 の再任用			○
	(6) 同法第29条第1項 の規定による懲戒処分	○		
	(7) 同法第55条の2の 規定による職員に対す る職員団体の業務に専 ら従事することの許可		○	
	2 職員の自己啓発等休業 に関する条例第7条第3 項の規定による自己啓発 等休業の期間の延長の承 認			○
	3 地方公務員の育児休業 等に関する法律に基づく 事務のうち次に掲げる事 務			
	(1) 同法第2条第1項 の規定による育児休業 の承認			○
	(2) 同法第3条第3項 において準用する同法 第2条第3項の規定に よる育児休業の期間の 延長の承認			○
(3) 同法第5条第2項 の規定による育児休業 の承認の取消し			○	
(4) 同法第10条第1項			○	

					の規定による育児短時間勤務の承認				
					(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
					(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
					4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
					(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求	○			
					(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用（6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。）の承認の請求				○
					5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
					6 人事の基本方針の決定等	○			
					7 1から6までに掲げるもののほか				
					(1) 特に重要なもの		○		
					(2) 重要なもの			○	
					(3) 軽易なもの				○
				二 教育公務員特例法に関する事務（市町村立学校教職員に係るもの	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考	○			
					2 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
					3 1及び2に掲げるもののほか				
					(1) 特に重要なもの		○		
					(2) 重要なもの			○	

二 教育	略				
職員免許法 (昭和24年法律第147号)に関する事務	4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長(特別支援学校の教員に対するものを除く。)				
	略				
	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ(特別支援学校の教員に対するものを除く。)			○	
	略				
三 略					
四 その他の業務に関する事務					
	1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更			○	
	2 一から三まで及び1に掲げるもののほか				
	略				
5 特別支援教育課					
事項	事務処理権				

	に 限 (3) 軽易なもの る。)				○
三 教育	略				
職員免許法 (昭和24年法律第147号)に関する事務	4 同法第9条の2の規定による免許状(特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。)の有効期間の更新又は延長				
	略				
	5 同法第11条の規定による免許状(特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。)の取上げ			○	
	略				
四 略					
五 その他の業務に関する事務					
	1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条の規定による義務教育諸学校(特別支援学校を除く。)の学級編制の基準の決定			○	
	2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更			○	
	3 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年鳥取県教育委員会規則第2号)第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定(市町村立学校教職員に係るものに限る。)			○	
	4 市町村立学校教職員の履歴事項等の証明				○
	5 一から四まで及び1から4までに掲げるもののほか				
	略				
4 特別支援教育課					
事項	事務処理権				

種類	内容	限の区分			種類	内容	限の区分		
		教 育 委 員 会	専 決 権 者 教 育 長	課 長 等 教 育 次 長 等			教 育 委 員 会	専 決 権 者 教 育 長	課 長 等 教 育 次 長 等
					一 任免、	1 地方公務員法に基づく			
					サービス及び昇給	事務のうち次に掲げる事			
					等に関する事	(1) 同法第17条の規定			
					務（県立又は	による職員任命			
					市町村立の特別	ア 校長及び管理職員	○		
					支援学校の教職員	に係るもの			
					(以下「特別	イ 校長及び管理職員	○		
					支援学校教職員」と	以外の職員に係るもの			
					いう。)ものに	(2) 同法第26条の5の			○
					限る。) (4) 同法第28条第2項	規定による自己啓発等			
					の規定による休職の命	休業の承認及び承認の			
					令(同項第1号に該当	取消し			
					するものに限る。)	(3) 同法第28条第1項	○		
					(5) 同法第28条の4第	及び第2項の規定による			
					1項、第28条の5第1	分限処分(心身の故障による			
					項又は第28条の6第1	職を除く。)			
					項若しくは第2項の規	(4) 同法第28条第2項			○
					定による定年退職者等	の規定による休職の命			
					の再任用	令(同項第1号に該当			
					(6) 同法第29条第1項	するものに限る。)			
					の規定による懲戒処分	(5) 同法第28条の4第			○
					(7) 同法第38条第1項	1項、第28条の5第1			
					の規定による営利企業	項又は第28条の6第1			
					等の従事の許可	項若しくは第2項の規			
					(8) 同法第55条の2の	定による定年退職者等			
					の規定による職員対す	の再任用			
					る職員団体の業務に専	(6) 同法第29条第1項	○		
					ら従事することの許可	の規定による懲戒処分			
					2 職員の自己啓発等休業	(7) 同法第38条第1項			○
						の規定による営利企業			
						等の従事の許可			
						(8) 同法第55条の2の	○		
						の規定による職員対す			
						る職員団体の業務に専			
						ら従事することの許可			



						5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○	
						6 人事の基本方針の決定等	○				
						7 臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免				○	
						8 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事				○	
						9 訓告処分に関する事務		○			
						10 1から9までに掲げるもののほか					
						(1) 特に重要なもの		○			
						(2) 重要なもの			○		
						(3) 軽易なもの				○	
						二 教育 公務員 特例法 に関する事務 （特別 支援学 校教職 員に係 るもの に限 る。）					
2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				○							
3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○							
4 1から3までに掲げるもののほか											
(1) 特に重要なもの		○									
(2) 重要なもの			○								
(3) 軽易なもの				○							
二 教育 職員免 許法に 関する 事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）										
											略
											2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与（特別支援学校教諭に係るものに限る。）
三 教育 職員免 許法に 関する 事務 （特別 支援学 校教諭 及び養 護教諭 の免許 状並び に特別 支援学	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与										
											略
											2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与
三 教育 職員免 許法に 関する 事務 （特別 支援学 校教諭 及び養 護教諭 の免許 状並び に特別 支援学	3 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与									○	
											略

<p>4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長（特別支援学校の教員に対するものに限る。）</p>				
略				
<p>5 同法第11条の規定による免許状の取上げ（特別支援学校の教員に対するものに限る。）</p>	○			
<p>6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものに限る。）</p>				○
略				
二 略				
三 その	略			
他の業務に関する事務	<p>3 鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科並びに琴の浦高等特別支援学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等</p>	○		
4	一及び二並びに1から3までに掲げるもののほか			
略				
校の教員に授与する臨時免許状に係るものに限る。）				
略				
5 同法第11条の規定による免許状の取上げ		○		
6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可				○
略				
四 略				
五 その	略			
他の業務に関する事務	<p>3 鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科並びに琴の浦高等特別支援学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等</p>	○		
4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部の学級編制の基準の決定	○		
5	鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（特別支援学校教職員に係るものに限る。）	○		
6	県立特別支援学校の教職員の職員証の交付			○
7	特別支援学校教職員の履歴事項等の証明			○
8	一から四まで及び1から7までに掲げるもののほか			
略				
5 いじめ・不登校対策センター				
事項				事務処理権

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
一 任免 等に関する事務	1 非常勤職員（県が任用する外国語指導助手に限る。）の任免その他の人事				○

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
一 任免、 サービス及び昇給等に関する事務	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1) 同法第17条の規定による職員の任命 ア 校長及び管理職員に係るもの イ 校長及び管理職員以外の職員に係るもの (2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し (3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。） (4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。） (5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1				○
					○
					○
					○
					○

6 高等学校課

	項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用			
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○		
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可			○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可	○		
2	職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認			○
3	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認			○
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認			○
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			○
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			○
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認			○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の			○

						取消し				
						4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
						(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○		
						(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用（6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。）の承認の請求				○
						5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
						6 人事の基本方針の決定等	○			
						7 臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免				○
						8 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事				○
						9 訓告処分に関する事務		○		
						10 1から9までに掲げるもののほか				
						(1) 特に重要なもの		○		
						(2) 重要なもの			○	
						(3) 軽易なもの				○
					二 教育	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
					公務員	2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				○
					に	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
					関	4 1から3までに掲げるもののほか				
					する	(1) 特に重要なもの		○		
					事務	(2) 重要なもの			○	
					(	(3) 軽易なもの				○
					県					
					立					
					高					
					等					
					学					
					校					
					の					
					教					
					職					
					員					
					に					
					係					
					る					
					も					
					の					
					に					
					限					
					る。)					

二 略				
三 その 他の業 務に 関 する 事 務	略			
	4 県立高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等	○		
	5 一及び二並びに1から4までに掲げるもののほか			
略				

三 略				
四 その 他の業 務に 関 する 事 務	略			
	4 県立高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等	○		
	5 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（県立高等学校の教員に係るものに限る。）	○		
	6 労働協約の締結（県立学校の教職員に係るものに限る。）	○		
	7 県立高等学校の教職員の職員証の交付			○
8 県立高等学校の教職員の履歴事項等の証明			○	
9 一から三まで及び1から8までに掲げるもののほか				
略				

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専 決 権 者  教 育 長 次 長 等	課 長 等
一 任免 等 に 関 する 事 務	1 市町村立学校の非常勤職員(スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。)の任免			○

8 略

9 略

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）  
一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権	委 任 決

7 略

8 略

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）  
一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権	委 任 決

		者 裁 権 者					者 裁 権 者		
		教 育 次 長 等	課 長 等	課 長 等			教 育 次 長 等	課 長 等	課 長 等
略					略				
七 服 務 及 び 研 修 に 関 す る 事 務 （ 本 庁 組 織 の 職 員 に 係 る も の に 限 る。 ）	1 出張、休暇その他服務 に関する事務				七 服 務 及 び 研 修 に 関 す る 事 務 （ 本 庁 組 織 の 職 員 に 係 る も の に 限 る。 ）	1 出張、休暇その他服務 に関する事務			
	（1） 地方公務員の育児 休業等に関する法律第 19条第1項又は第3項 において準用する同法 第5条第2項の規定に よる部分休業の承認又 はその取消し				（1） 地方公務員の育児 休業等に関する法律第 19条第1項又は第3項 において準用する同法 第5条第2項の規定に よる部分休業の承認又 はその取消し				
	ア <u>教育次長等、課長等</u> 及び <u>所長等</u> に係るもの	○			ア <u>管理職員</u> に係るもの	○			
	イ <u>教育次長等、課長等</u> 及び <u>所長等以外</u> の職員 に係るもの			○	イ <u>管理職員以外</u> の職 員に係るもの			○	
	（2） 職務に専念する義 務の免除の承認（職務 に専念する義務の特例 に関する規則（平成6 年鳥取県人事委員会規 則第16号）第2条の表 第9号又は第10号の事 由に該当する場合を除 く。）				（2） 職務に専念する義 務の免除の承認（職務 に専念する義務の特例 に関する規則（平成6 年鳥取県人事委員会規 則第16号）第2条の表 第9号又は第10号の事 由に該当する場合を除 く。）				
ア <u>教育次長等、課長</u> <u>等及び所長等</u> に係る もの	○			ア <u>管理職員</u> に係るもの	○				
イ <u>教育次長等、課長</u> <u>等及び所長等以外</u> の 職員に係るもの			○	イ <u>管理職員以外</u> の職 員に係るもの			○		
（3） 病気休暇及び特別 休暇の承認（職員の勤 務時間、休暇等に関する 規則（平成6年鳥取 県人事委員会規則第15 号）第15条の表第1号 若しくは第2号（6日				（3） 病気休暇及び特別 休暇の承認（職員の勤 務時間、休暇等に関する 規則（平成6年鳥取 県人事委員会規則第15 号）第15条の表第1号 若しくは第2号（6日					

<p>以内の場合を除く。)又は第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。)</p>							
ア <u>教育次長等、課長等及び所長等</u> に係るもの	○						
イ <u>教育次長等、課長等及び所長等以外の職員</u> に係るもの						○	
略							
(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理							
ア <u>教育次長等、課長等及び所長等</u> に係るもの	○						
イ <u>教育次長等、課長等及び所長等以外の職員</u> に係るもの						○	
2 鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務							
(1) 同訓令第12条第3項の規定による入退庁時間の管理						○	
(2) 同訓令第19条第2項の規定による事故報告						○	
略							
略							

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**鳥取県教育委員会訓令 2 号**

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保健指導等) 第22条の 2 略	(保健指導等) 第22条の 2 略
<u>(心理的な負担の程度を把握するための検査等)</u> <u>第22条の 3 法第66条の10第 1 項から第 6 項までの規定による心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導その他の措置は、教育長が別に定めるところにより実施する。</u>	

**附 則**

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。